

資 料

中国テレビ放送関係法

劉 迪

- 第1節 テレビ放送業界の管理体制
- 第2節 テレビ報道内容の基準
- 第3節 放送管理規定
- 第4節 有線テレビ放送局関係規定
- 第5節 衛星テレビ放送受信についての国务院令129号

ここ数十年、中国で多くのテレビ放送関係法規が制定された⁽¹⁾が、ここでテレビ放送業界の管理体制、放送内容管理、有線テレビ管理及び衛星テレビ受信などの主たる管理規定を整理してみようと考えている。

-
- (1) 1980年代以来の中国ラジオ・テレビ放送関係法規は下記のようなものがある。

一、基本的な法律、行政法規

ラジオ・映画・テレビの専門法はいまだ制定されていないが、ラジオ・映画・テレビ活動に密接に関する法律は下記のようなものである。

- 1、『中華人民共和国著作権法』（1991年6月1日施行）
 - 2、『中華人民共和国広告法』（1995年2月1日に施行）
- 行政法規と政策的な公文書は主に下記のようなものである。
- 3、中国共産党中央（1983）37号關於批轉廣播電視部黨組『關於廣播電視工作的匯報提綱』的通知
 - 4、中国共産党中央弁公庁、国务院弁公庁庁字（1995）27号轉發廣播電視部黨組『關於進一步加強和改進廣播電影電視工作的報告』
 - 5、国务院の許可を得て文化部、税関総署が1981年10月13日に公布した『進口影片管理辦法』
 - 6、中国共産党、国务院中発（1982）15号『關於嚴禁，進口，复制，銷售，播放反動黃色下流錄音錄像制品的規定』
 - 7、中国共産党中央弁庁、国务院弁公庁中発（1985）42号『關於加強錄像設備使用管理的意見』
 - 8、国务院国発（1987）40号『廣播電視設施保護條例』

第 1 節 テレビ放送業界の管理体制

一 テレビ行政管理機構及びその責務

中国政府のテレビ業界に対する最新の管理規定『ラジオテレビ放送管理条例』⁽²⁾（第 1 節において『条例』と略す）は 1997 年 8 月 1 日に國務院第 61 回常務會議によって可決され、同年 9 月 1 日に発効した。この『条例』 5 条 1 項は

9、國務院弁公庁弁發（1986）6 号『關於旅游飯店閉路電視的管理办法』

10、1990 年 4 月 9 日國務院の許可を得て 1990 年 5 月 28 日にラジオテレビ部、公安部、国家安全部令第 1 号で公布した『衛星地面接收設施接收外国衛星傳送電視節目管理办法』

11、1990 年 11 月 2 日に國務院の許可を得て 1990 年 11 月 16 日ラジオ・映画・テレビ部令第 2 号で公布した『有線電視管理暫行办法』

12、國務院 129 号令で 1993 年 10 月 5 日に公布した『衛星電視廣播地面接收設施管理規定』

13、國務院 165 号令で 1994 年 8 月 25 日に公布した『音像制品管理条例』

中共中央弁公庁、國務院弁公庁中弁發（1994）19 号『關於加強和改进書報刊影視音像市場管理的通知』

14、國務院 228 号令で 1997 年 8 月 11 日に公布した『廣播電視管理条例』（1997 年 9 月 1 日施行）

二、ラジオ・映画・テレビ部による規章

部令という形式で公布したラジオ・映画・テレビに関する規章は、前述した國務院の許可を得て部の 1、2 号令で公布したものを除いて、また下記のようなものがある。

1、ラジオ・映画・テレビ部 3 号令で 1991 年 1 月 28 日公布した『廣播電影電視行政規章及規範性文件清理結果』

2、ラジオ・映画・テレビ部 4 号令で 1991 年 2 月 1 日に公布した『電影芸術檔案館管理暫行規定』

3、ラジオ・映画・テレビ部 5 号令で 1991 年 4 月 20 日に公布した『有線電視管理暫行办法』実施細則

4、ラジオ・映画・テレビ部 6 号で 1992 年 1 月 12 日に公布した『關於廣播電影電視行政复議若干規定』

5、ラジオ・映画・テレビ部 7 号で 1992 年 6 月 17 日に公布した『有線電視系統技術維護運行管理暫行規定』

6、ラジオ・映画・テレビ部 8 号令で 1992 年 8 月 8 日に公布した『廣播電影電視内部審計工作規定』

「国务院ラジオテレビ行政部門は全国のラジオテレビ管理業務に責任を負う」と規定している。具体的にいえば、「国务院ラジオ・テレビ行政部門⁽³⁾は全国ラジオ放送局、テレビ放送局の設立企画と、ラジオ放送局、テレビ放送局の総数、分布及びその構造の確定に責任を負う」（8項1項）という。

二 テレビ放送局設立の主体

元ラジオ・映画・テレビ部の1996年19号令で公布した『ラジオ放送局、テレビ局設立の審査・許可管理方法』によると、ラジオ放送局、テレビ局の設立が「統一企画、合理的な設置、レベルを分けて設立、協調して発展させる」という4つの原則に従うべきである。

7, ラジオ・映画・テレビ部9号令で1993年6月4日に公布した『電影審査暫行規定』

8, ラジオ・映画・テレビ部10号令で1994年2月3日に公布した『關於引進、播出境外電視節目的管理規定』

9, ラジオ・映画・テレビ部11号令で1994年2月3日に公布した『衛星電視廣播地面接收設施管理規定』實施細則

10, ラジオ・映画・テレビ部12号令で1994年2月3日に公布した『有線電視管理規定』

11, ラジオ・映画・テレビ部13号令で1994年6月20日に公布した『電影藝術檔案管理規定』

12, ラジオ・映画・テレビ部14号令で1994年7月5日に公布した『關於中外合作攝制電影的管理規定』

13, ラジオ・映画・テレビ部15号令で1995年9月1日に公布した『中外合作制作電視劇（録像片）管理規定』

14, ラジオ・映画・テレビ部16号令で1995年9月1日に公布した『影視制作經營機構管理暫行規定』

15, ラジオ・映画・テレビ部17号令で1995年10月8日に公布した『電視劇制作許可証管理規定』

16, ラジオ・映画・テレビ部18号令で1996年2月1日に公布した『音像制品内容審査办法』

17, ラジオ・映画・テレビ部19号令で1996年5月24日に公布した『廣播電台、電視台設立審批管理办法』

(2) 黄匡宇編集『廣播電視学概論』（暨南大学出版社，1999年5月）518頁以下。

(3) 1997年現在、国务院ラジオ・テレビ行政部門とはラジオ映画テレビ部に当たる。1998年3月に第9期全国人民代表大会第1回会議の決定によって撤廃された。その業務は新しく設立した情報産業部所属のラジオ・映画・テレビ局に移行した。

同部令は、テレビ放送局の設立は4つのレベルの行政部門に従って申し込むべきであると規定している。つまり中央、省、市（区の設置のある市）、県（市）など4つのレベルのラジオ・テレビ行政部門はラジオ放送局、テレビ放送局の設置を申請ができる。

1997年8月公布した『条例』はテレビ放送局設立の主体について以下のよう

- (1) 中央テレビ放送局は国务院ラジオテレビ行政部門によって設立する。
（『条例』11条）
- (2) 地方テレビ放送局は県、区を設けていない市以上の人民政府によって設立する。（『条例』10条）
- (3) 教育テレビ放送局は区を設けている市、自治州以上の人民政府教育行政部門によって設立する。（『条例』10条）
- (4) 企業・事業体及び個人のテレビ放送局の設立は禁止。（『条例』10条「いかなる企業事業体、個人もラジオ放送局、テレビ放送局を設立してはならない」）
- (5) 外資・中外合資・中外合作のテレビ放送局の設立は禁止。（『条例』10条）

三 テレビ放送局設立許認可の手続き

1, 地方テレビ放送局設立の認可手続。『条例』11条は下記のように規定している。「地方がラジオ放送局、テレビ放送局を設立する場合、県、区を設けていない市以上の地方人民政府ラジオテレビ行政部門によって申込み、本級人民政府の審査同意を得てから、級を追って上級に報告し、国务院ラジオテレビ行政部門の審査許可を得て始めて設立することができる。」⁽⁴⁾

2, 教育テレビ放送局設立の認可手続。『条例』11条2項は下記のように規定している。「中央教育テレビ放送局は国务院教育行政部門によって設立し、国务院ラジオテレビ行政部門に申請し審査をせらう。地方が教育テレビ放

(4) 元ラジオ・映画・テレビ部の1996年19号令で公布した『廣播電台、電視台設立审批管理办法』は下記の原則を掲げた。1, 中央ラジオ放送局、テレビ放送局はラジオ・映画・テレビ部によって設立する。2, 地方ラジオ放送局、テレビ放送局は現地のラジオ・テレビ行政管理部門によって申し込みを提出し、省級ラジオ・テレビ行政部門によって審査し、ラジオ・映画・テレビ部に認可せらう。

送局を設立する場合、区を設けている市、自治州が地方人民政府教育行政部門に申し込み、本級ラジオテレビ行政部門の同意を得て人民政府の審査・同意を得た後、級を追って上級に報告する。國務院教育行政部門の審査を経て、國務院ラジオテレビ行政部門によって審査許可を得て始めて設立することができる」。同『条例』54条2項は「(古い制度の下で)すでに設立されている県級教育テレビ放送局は県級テレビ放送局と合併し、教育チャンネルを開設すべきである」と規定しているので、事実上県級教育テレビ放送局は禁止された。

3, 許可証制度。12条2項によれば、建設完了のテレビ放送局に対して國務院ラジオテレビ行政部門によって審査を行ない、条件に合致するものに許可証を発行する。許可証には局名、局マーク、番組内容及び番組のセット数などを記載している。必ずそれに従って放送すべきである。

許可証の記載内容を変更する場合、國務院ラジオテレビ行政部門の許可を得なければならない。(13条)

四 テレビ放送局設立の条件

『条例』9条は4つの条件を取り上げた。(1)国家规定に合致するラジオテレビ専門のスタッフ。(2)国家规定に合致するテレビ放送設備。(3)必要な建設資金と安定の資金保障。(4)必要な場所。更に国家テレビ行政部門は国家のテレビ建設計画と技術発展の計画に照らして審査する。

第2節 境外テレビ番組に関する規定

一 境外テレビ番組の放送について

1994年2月3日にラジオ・映画・テレビ部10号令で『關於引進、播出境外電視節目的管理規定』（第2節において『管理規定』と略す）を公布した。当該規定のいう「境外テレビ番組」とは中国が外国及び台湾、香港、マカオ地域より購入・交換又は贈呈されたテレビ局放送用のドキュメンタリー、アニメ、テレビドラマ（映画録画テープ、LDを含む）及び境内の映像制作機構が境外映像制作機構とその他の機構と共同で制作したテレビ局放送用の各種の番組を指す。

二 境外テレビ番組の輸入の管理機構

『管理規定』によれば、ラジオ・映画・テレビ部社会管理司は当該部の対境外テレビドラマ・合作（協力）制作ドラマの導入、審査、交流、放送を行う管理機構である。

毎年初頭、各地の状況及び申込計画に基づいて、社会管理司は全国の地方テレビ局放送用の境外テレビドラマと合作（協力）制作のテレビドラマの数を割り当て、規定を作成する。

境外テレビドラマと合作（協力）テレビドラマの交流は、省、市 2 級テレビ局の現在の番組交流網とラジオ・映画・テレビによって認定された分配機構によって組織を通して計画的に行う。その交流活動は主催部門より前もってラジオ・映画・テレビ部社会管理司に認可を申し込むべきである。

三 境外テレビドラマの輸入の審査・許可機構

『管理規定』によれば、境外テレビドラマの輸入部門はラジオ・映画・テレビ部の指定により決まる。境外ドラマ（共同主催番組のなかで放送する境外テレビドラマを含む）の導入、放送は導入部門により省級ラジオテレビ行政管理部門に審査を依頼し、審査の結果を記入してからラジオ・映画・テレビ部に審査許可をもらう。

境外テレビ番組導入の審査機構。『管理規定』によれば、児童少年、アニメーション、科学技術、ドキュメンタリーの導入について、当該局限定の放送権を購入する場合は、当該局で自主審査のうえ、放送を行う。本省、自治区、直轄市限定の放送権を購入する場合、省級ラジオテレビ放送行政管理部門によって審査する。全国の放映権を購入し、全国で交流するものは、当該番組を放送する所在地の省級ラジオテレビ放送行政管理部門によって審査する。

四 放送禁止の境外テレビ番組

『管理規定』によれば、以下の状況の一つに属する番組は、テレビ放送局で放送してはならない。

- 1, ラジオ・映画・テレビ部の審査許可を得ていない境外テレビドラマ及び合作（協力）制作のテレビドラマ
- 2, 当該局がテレビ放送権を得ていない境外テレビ番組
- 3, 大陸放送権のない合作（協力）制作テレビ番組

4、参考資料用限定の境外テレビ番組

5、ラジオ・映画・テレビ部の審査・許可を得ていない録音録画出版部門によって発行・出版された境外録音・録画作品及び有線テレビ放送局限定のテレビ番組

6、衛星地上受信装置より直接受信した外国及び台湾、香港、マカオ地域テレビ番組

7、中国憲法及び法律に違反する外国及び台湾、香港、マカオ地域のテレビ番組

五 境外テレビ番組放送規定違反の処罰について

『管理規定』によれば、テレビ放送局が下記の行動ある場合、省級ラジオテレビ行政管理機構は規律違反によって得られた利益の3倍の罰金に処する、としている。

ラジオ・映画・テレビ部の審査・許可を得ていない境外テレビドラマ及び合作（協力）制作のテレビドラマの放送、当該局テレビ放送権を得ていない境外テレビ番組の放送、大陸放送権のない合作（協力）テレビ番組の放送、ラジオ・映画・テレビ部の審査・許可を得ていない録音・録画出版機構によって出版された境外録音・録画作品の放送及び有線テレビ放送局限定の放送。

テレビ放送局が罰金処罰を拒否する場合、又は参考資料用の境外テレビ番組を放送し、情状が重大な場合、当該テレビ放送局の境外テレビドラマの導入権を取消す。

テレビ放送局が境外テレビ番組の放送禁止規定に違反する場合、娯楽番組放送停止の処罰に処する。

下記の行為がある場合、テレビ放送局を撤廃する処罰に処する。(1)テレビ放送局が娯楽番組自主制作を停止せず、娯楽番組自主制作停止期間中に無断娯楽番組を放送すること。(2)衛星地上受信装置より直接外国及び台湾、香港、マカオ地域のテレビ番組を受信すること。(3)中国憲法及び法律違反の外国及び台湾、香港、マカオ地域のテレビ番組を放送すること。

境外テレビ番組の放送禁止規定に違反し、国家法律を犯し犯罪となる場合、国家司法機関が当該機構と直接責任者に対して法に基づいて刑事責任を追究する。

六 ゴールデン時間帯の放送内容規定

各地のラジオ放送局、テレビ放送局はゴールデン時間帯に思想性、芸術性のよい番組を集中して放送すべきである。とりわけ国産の優秀な番組を放送すべきである。

ラジオ・映画・テレビ部は1995年8月28日に『關於進一步加強和改進境外影視劇引進和播出管理的通知』を公布した。そのなかで次のように規定している。各テレビ放送局は「毎日19時より22時までの3時間のゴールデン時間帯は必ず国産優秀な番組を主とすべきである。境外映画・テレビドラマの放送比率は15%を超えてはならない」としている。

第3節 放送管理規定

一 ラジオ放送局、テレビ放送局と有線テレビ放送局の放送管理規定

ラジオ・映画・テレビ部広発弁字（ラジオ・映画・テレビ部の公文書番号の略称）〔1996〕338号公文書『關於加強廣播電台，電視台，有線電視台播出管理的規定』には下記の規定がある。

1、各級ラジオ放送局、テレビ放送局、有線テレビ放送局は必ずラジオテレビ番組管理の各規定を厳格に遵守しなければならない。番組放送前の審査を強化すべきである。放送番組は正しい方向性を有すべきである。改革、発展、安定に役たち、社会主義精神文明建設に寄与しなければならない。わが国の国情と大多数の人々の美的意識にかなう、とりわけ青少年の心身の健康に貢献しなければならない。思想傾向のよくない、格調の低い番組を放送してはならない。著作権侵害の海賊版番組を放送してはならない。

2、地方各級ラジオ放送局、テレビ放送局、有線テレビ放送局は中央人民ラジオ放送局、中国国際ラジオ放送局、中央テレビ放送局の国際ニュース番組と新華社総社のニュース通信原稿しか放送できない。境外衛星テレビ番組又はその他のルーツよりラジオ放送・テレビ放送国際ニュース番組と国際時事政治専門番組を取得して放送してはならない。新華社の通信原稿を境外衛星テレビ放送の画面を組み合わせる放送してはならない。

3、各級テレビ放送局、有線テレビ放送局は境外映画・テレビドラマの映

画・テレビドラマ番組放送総量における比率を厳格にコントロールし、そのうちゴールデン時間帯（18時—22時）において15%を超えてはならない。

4、ラジオ・映画・テレビ部は境外映画・テレビドラマに対して統一審査制度を実行する。1996年6月20日から、北京、上海、福建、広東、四川など五社省級テレビ放送局は本局放送用の境外映画・テレビドラマを導入するとき、すべて部に申請し、許可を得なければならない。

5、各級ラジオ放送局、テレビ放送局は生放送番組のテーマ選定に対する審査を強化すべきである。放送前は必ず真剣に準備し、放送するときは厳格に放送監視を行うべきである。問題発見するとき即座に措置をとって処理しなければならない。

6、重大放送事故の報告制度を設け、健全化しなければならない。事故が発生した放送局は事故発生の後、主管ラジオテレビ局より省級ラジオテレビ行政部門に報告すべきである（二日以内）。省級ラジオテレビ行政部門は事故の詳細状況をラジオ・映画・テレビ部に報告し（一週間以内）、更に処理の結果を即座に上級に報告すべきである。

二 テレビ放送局の娯楽番組の制作が制作番組総数に占める割合について

娯楽番組のテレビ放送局放送番組総量においての比率に関して、中国は統一の規定がない。各局の実際状況はかなり異なっている。1994年中国テレビ放送局の番組制作総量のなかに娯楽番組は29.7%を占め、自主番組の放送量のなかで娯楽番組は66.6%を占めている。

三 テレビ放送局の衛星送信の方式による境外テレビ番組導入について

ラジオ・映画・テレビ部は1995年11月23日に『關於接收境外衛星電視節目管理的有關問題的通知』を公布した。そこに次の規定がある。

省、計画単列市（経済計画において、予算上、省に準ずる市）、省都にあるテレビ放送局、有線テレビ放送局は、衛星送信方式でスポーツ、自然景観、科学技術、アニメ、児童、教育、音楽などのテーマの境外テレビ番組の輸入ができる。ただし上述方式で映画・テレビドラマ及び綜合芸術（variety show）番組を導入してはならない。衛星送信方式で境外テレビ番組を導入するテレビ放送局、有線テレビ放送局は、導入する番組の内容、放送時間数及び版權授權契

約などをもって省級ラジオテレビ行政部門に審査を依頼し、ラジオ・映画・テレビ部社会管理司に許可してもらう。

衛星送信方式で境外テレビ番組を導入する場合、当該チャンネルの境外衛星テレビ番組を全部録画・放送してはならない。録画しならが放送してはならない。境外衛星テレビ番組は必ず改めて編集をし、規定に従って審査を受けてから初めて自主番組のなかで放送することができる。ただし放送時間数は境外番組導入管理規定に基づき同類テーマの境外番組放送時間数を超えてはならない。

衛星方式で境外テレビ番組導入を許可されたテレビ放送局は、関係公文書規定に従い境外衛星テレビ番組受信許可を申請すべきである。所要の境外スクランブル衛星テレビ番組のディコード機器は指定された部門より購入すべきである。直接境外より輸入してはならない。

四 地方ラジオ・テレビ放送局による中央テレビ放送局番組の中継規定

1. 地方ラジオ・テレビ放送局による中央局番組の中継

地方ラジオ放送局、テレビ放送局が中央人民ラジオ放送局、中央テレビ放送局の番組の中継すべきことは多年にわたって実行されている規定である。

1993年12月8日に中央宣伝部、ラジオ・映画・テレビ部は「關於地方廣播電台、電視台必須完整轉播中央人民廣播電台、中央電視台的第一套節目」を公布し、その内下記のように規定している。「各級ラジオ放送局、テレビ放送局、中継局、テレビ時差中継局及び有線テレビ放送局（ステーション）は必ず専用チャンネルを利用して中央ラジオ放送局、中央テレビ放送局の第1セット番組の中継すべきである。条件の備わった場所には、中央各局その他の番組をも中継すべきである。中央ラジオ・テレビ放送局の番組の中継する場合、自主番組や広告を挟んで放送してはならない」

2. 市、県のラジオ放送局、テレビ放送局による上級ラジオ・テレビ放送局の番組の中継規定

ラジオ・映画・テレビ部の規定には下記のようなものがある。「市、県ラジオ放送局、テレビ放送局は中央と本省、市、自治区のラジオテレビ番組の中継するとき、正確即時に完全に間違いなく中継しなければならない。開始と最後をカットしたり、他の内容を挟んで放送したりしてはならない。自主番組を放送する場合、区別するため必ず自局のマークとコール・サインを放送しなければ

ばならない。条件の制限で、本省、市、自治区のテレビ番組を中継することが困難な場合、受信測定結果と技術鑑定に基づき隣省、市、自治区放送局のテレビ番組を中継してもよい。ただし本省、市、自治区ラジオテレビ庁（局）の許可が必要である」

3、テレビニュース放送中の字幕広告挟みの禁止。ラジオ・映画・テレビ部は1993年10月9日に通知を出して、各級テレビ放送局、中継局に対して下記のように規定している。「中央テレビ放送局と各省テレビ放送局ニュース番組を放送するとき字幕広告を挟んで報道してはならない」。当該『通知』はテレビ全体のイメージを維持し、テレビ放送活動の正常な秩序を維持するように要求している。

4、テレビ中継局、テレビ時差中継局の自主番組作成について。中央宣伝部、ラジオ・映画・テレビ部は1993年12月8日に次のような通知を公布した。「各テレビ中継局、時差中継局は自主番組を制作してはならない」

(1) 教育テレビ放送局は自主の娯楽番組制作について中央宣伝部、ラジオ・映画・テレビ部は1993年12月8日に次のような通知をした。「各教育テレビ局は自主娯楽番組を制作してはならない」

(2) 非経済特別区のテレビ放送局は経済特別区の放送局のテレビ番組の中継に関して、ラジオ・映画・テレビ部は次のように規定している。「各経済特別区のテレビ番組はその特殊性があり、非特別区のテレビ放送局は原則として中継してはならない。特別需要のある場合、本省、市、自治区党委委員会の許可を経てから中継することができる」

第4節 有線テレビ放送局関係規定

中国政府の有線テレビ放送局に関する規定は、下記のようなものがある。

1 1990年11月2日に国务院の許可を得て1990年11月16日、ラジオ・映画・テレビ部令第2号で公布した『有線電視管理暫行办法』

2 ラジオ・映画・テレビ部第5号令で1991年4月20日に公布した『「有線電視管理暫行办法」実施細則』

3 ラジオ・映画・テレビ部第6号で1992年1月12日に公布した『關於廣播電影電視行政會議若干規定』

4 ラジオ・映画・テレビ部第7号で1992年6月17日に公布した『有線電視系統技術維護運行管理暫行規定』

5 ラジオ・映画・テレビ部第12号令で1994年2月3日に公布した『有線電視管理規定』などがある。当該規定（第4節において『規定』と略す）は現在適用されているもので、以下のような内容を有している。

一 「有線テレビ」の定義

『規定』によれば、有線テレビとは下記の単独または共同でケーブル、光ケーブルまたはマイクロ波の特定の周波帯を使用してテレビ番組を送信するハイレベルの公用テレビ送信システムを指すものである。1、無線ラジオ放送・無線テレビ放送の番組を送受信し、自主ラジオ・テレビ番組を放送する有線テレビ局。2、無線ラジオ・テレビ放送番組の送受信用の共用アンテナ・システム。

二 有線テレビ放送局の管理機構

『規定』は次のように規定している。ラジオ・映画・テレビ部は全国有線テレビ放送管理業務と有線テレビ放送事業発展計画に責任を負う。省（自治区・直轄市）、市（地区、州、盟）、県（市、旗）のラジオ・テレビ行政管理部門は当該行政区域内の有線テレビ管理業務と有線テレビ事業の発展計画、建設、運営に責任を負う。

三 行政区域的な有線テレビ放送局（ネットワーク）の設立原則

中国共産党中央弁公庁、國務院弁公庁が許可・転送したラジオ・映画・テレビ部の『更に一段とラジオ・映画・テレビ業務を改進することに関する報告（庁字〔1995〕27号）』、國務院が許可した『有線電視管理暫行方法』及び『実施細則』は次のように規定している。各地が有線テレビ放送局を設立する場合、「厳格に有線テレビ放送局に関する規定を執行し、行政区域ごとの有線テレビ放送ネットワークの開設はラジオ・テレビ放送行政管理部門によって行われ、「一都市、一ネットワーク」（省と省都は一つのネットワークを共有し、地区〔中国行政単位〕と市はひとつのネットワークを共有する）を採用する。

四 行政区域ごとに設置された有線テレビ放送局と非行政区域の有線テレビ放送局

有線テレビ放送局は設立者と放送範囲に従って、行政区域ごとの有線テレビ放送局と非行政区域的な有線テレビ放送局に分ける。

行政区域的な有線テレビ放送局は一級政府を代表して設立した有線テレビ放

送局を指す。その放送範囲は本行政区域内を指す。

非行政区域的な有線テレビ放送局は機関、部隊、団体、企業事業部門によって設立された有線テレビ放送局を指す。その放送範囲は各当該部門の従業員が集中勤務または在住している区域である。

『規定』は非行政区域的な有線テレビ放送局の放送は所定分の放送範囲を超えてはならないと定めている。

五 有線テレビ放送局の設立条件

『規定』によれば都市から遠く離れている県級以上の機関、部隊、団体、大手企業、事業体は非行政区域の有線テレビ放送局の設立を申し込めるが、条件が整った場合、現地の行政区域有線テレビ放送局とオンラインすべきである、としている。

『規定』公布以前に設立許可を得た非行政区域的な有線テレビ放送局は、都市に近い場合、本行政区域有線テレビ放送局がオンラインするとき、計画に従ってオンラインすべきである。ただしコール・サインと放送以前の設備の保留ができる。

六 有線テレビ放送局の設立の申込手続

有線テレビ放送局の申込は下記の手続きを踏む。

1 『広地総字（1991年）5号』公文書および『広地総字（1992）6号』公文書の規定に従って、放送局の設立者はまず『有線テレビシステムの総体計画』と『有線テレビシステムプロジェクトの技術案』を作成し、現地のラジオ・テレビ行政管理部門に申し込む。

2 現地ラジオ・テレビ行政管理部門の審査は基本的に認可を得た後、各行政部門を通して順次に上級に報告し、管理権限を有しているラジオ・テレビ行政管理部門がそれを審査し、申し込み条件が基本的に整った場合、関係者を招いて技術案を審査する。

3 技術案が可決された後、設立者が審査部門委員会の意見に基づいて修正された企画を有線テレビ放送局の主要資料として添付、技術案と共にラジオ・映画・テレビ部に認可してもらう。

七 共同アンテナステーションの番組放送規定

『規定』によると、共同アンテナシステムの受信システムは無線テレビ番組

の送受信に限って使用できる。その他のテレビ番組、録画テープを放送してはならない。

八 番組フィルムの集中供給制度

『規定』によれば、有線テレビ放送局に対して番組フィルムの集中供給を行なう。その原則は下記の通りである。

1 ラジオ・映画・テレビ部社会管理司は毎年有線テレビ局、ステーションが外国及び香港・マカオ・台湾映画テレビドラマの供給枠を確定し、それを審査する。中国国際電視公司によって集中輸入し、各省級番組フィルム供給機構を通して有線テレビ放送局、ステーションに供給する。

2 有線テレビ放送局、ステーションの需要に応えるため、中国国際電視公司是外国及び香港・マカオ・台湾映画、テレビドラマを提供する以外に、一部国産優秀映画テレビドラマ、文芸フィルム及び国内風景案内番組、アニメ、スポーツとサービス番組を各省級供給機構に提供する。

3 各省（自治区、直轄市）ラジオ・テレビ庁（局）が選んだ省級有線テレビ番組供給機構と中国国際電視公司によって中国全国番組供給ネットワークを形成する。中国国際電視公司の供給主旨は下記のとおりである。まとめて導入し、効率的に配給する。サービスをよくし、原資は確保するが利益は小さくする。

4 中国国際電視会社が供給した導入番組の中國大陸版權は自社に所有となり、各省級番組供給機構は当該本行政区域有線テレビシステム内の放送権しか有さない。中国国際電視公司の許可なくして無断で使用範囲を拡大してはならない。有線テレビ放送用の番組は各省有線テレビ番組供給ルーツを通して供給される。いかなる方式であっても出版発行と外部への放出は厳に禁止される。

九 有線テレビ放送局に対してのフィルム集中供給方法

『中国国際電視公司向省級有線電視供片機構供片办法（試行）』に基づき、有線テレビ放送局に対する番組供給は次のとおりである。

1 中国国際電視会社が3/4インチのオリジナル番組テープとカバー、説明を提供する。各省級有線テレビ番組の供給機構は本行政地域の放送権を購入し、本地域の需要に基づきテープをダビングし、本行政地域有線テレビ放送局、ステーションに供給する。

2 各省級番組供給部門は中国国際電視公司与有線テレビ番組供給の契約を

結ばなければならない。当該契約は法律効力を有している。各省級番組供給部門が業務紛争を引き起こした場合、双方は話し合いで解決する。

3 導入した番組の供給は、許可、価格調整、税関申告、納税、翻訳、制作、オリジナルテープの供給など諸内容について、中国国際電視会社が全権で責任を負う。以上諸内容に関わる経済責任は中国国際電視会社が責任を負う。各省級番組供給会社はオリジナルテープ、カバーを購入した後、本行政地域の有線テレビ放送部門に限って提供する。この過程において各種の紛争を引き起こした場合（例えば無線テレビ放送局の無断放送など）、会社は依頼された供給部門を通して権利侵害行為を追及し、経済賠償を求める。経済賠償は現地番組供給部門に帰属する。

4 番組供給全体活動の秩序化、制度化、制御可能のため、中国国際電視公司是番組のオリジナルテープを供給する。更に各省が複製した番組テープは「全国は統一カバーを使用するうえ、各地域は特別標識をつける」という方法を採用する。（例えば××省有線テレビ放送専用をつけたり、または色彩で区分する）

5 中国国際電視会社が番組を供給するとき、一ヶ月以前に予告し、各省は毎月10日に番組注文書を当該会社に提出すべきである。

6 境外テレビ番組を購入する場合は中国国際電視会社が窓口となり、各省番組供給部門は、必ずそこを通して購入しなければならない。会社が企画又は購入した国内番組は、まだ無線テレビ放送局で放送してない場合、各省番組供給機構は原則として購入すべきである。（代理店は除き）、その他の国産番組は自主的に進んで購入すればよい。

一部の録音・録画出版部門が境外録音・録画作品を導入すると同時に、当該番組の有線放送権も無断で購入してしまった場合に、これらの作品も有線テレビ放送局で放送してはならない。すべてラジオ・映画・テレビ部が許可した有線テレビ放送局で放送する境外映画・テレビ番組には、番組の最初部分に「広社有進字（ラジオ・映画・テレビ部社会管理司有線テレビ番組輸入番号を指す——訳者注）××年××号」という許可番号がある。ラジオ・映画・テレビ部許可番号のない境外映画・テレビ作品は、すべて違法なものとなす。

十 有線テレビステーションについての規定

1994年2月にラジオ・映画・テレビ部は部令12号で『有線電視管理規定』を公布したことで、有線テレビ放送ステーションを取消したのである。

1994年3月にラジオ・映画・テレビ部は(94)広地有字(ラジオ・映画・テレビ部地方有線テレビ放送局番号を指す)8号公文書『關於「有線電視管理規定」中有關問題的处理意見』を公布し、元来の有線テレビステーションに下記のような处理意見を出した。

1 行政区域的(県、区级以上)な有線テレビ放送ステーションは、環境を整備して局を開設すべきである

2 非行政区域的な有線テレビ放送ステーションは、立地が都市に遠い場合、環境を整備して有線テレビ放送局を開設すべきである。

3 立地が都市中心に近く又はその付近に非行政区域的な有線テレビ放送ステーションがある場合、現地行政区域的な有線テレビ放送ネットワークに併合すべきである。併合する前には、共同アンテナシステムとして使用できる。

4 賓館、飯店が経営している有線テレビ放送ステーションを「賓館閉回路テレビジョン」に改称してよい。その範囲は涉外賓館、飯店、オフィスビル、マンションを含む。これらのシステムは引き続いて録画番組を放送することができる。ただし番組の供給源はラジオテレビ行政管理部門の番組供給機構によって統一しなければならない。

5 郷(鎮)が有線テレビ放送ネットワークを設立する場合、国家が規定した序列に従って統一して××郷(鎮)ラジオテレビステーションと称すべきである。管理方法も従来のやり方に従って県ラジオテレビ局によって管理する。ネットワーク設立の申し込み手続、所要公文書、設計方案の实行可能性証明方法などは各省(自治区、直轄市)ラジオテレビ庁(局)によって規定され、最後各省級ラジオテレビ行政管理部門によって許可される。

十一 『規定』違反の罰則

県级以上(県級を含む)地方各級ラジオテレビ行政管理部門は現地有線テレビ施設と有線テレビ放送活動に対して監督・検査する責任を負う。『有線電視管理規定』に違反する行為に対して、情状の重さに従って相応な行政処罰に処する。

1 有線テレビシステム設立の関係規定に違反する場合、警告と2万人民元以下の罰金に処することができる。同時にその放映設備も没収できる。

2 有線テレビ番組管理の関係規定に違反する場合、警告と2万人民元以下の罰金又は許可書取消に処することができる。更に所管部門に対して直接責任者を行政処分に処することを提言できる。

3 有線テレビ工事建設の関係規定に違反し有線テレビ放送局、共用アンテナシステム設計（据付）許可書を有していない、無断有線テレビ放送局、共用アンテナシステムの設計、据付の工事を引き受ける場合、違法業務活動停止を命じるほか、3万人民元以下の罰金に処することができる。

十二 賓館、飯店の国内のラジオ放送局、テレビ放送局の番組全部中継に関する規定

ラジオ・映画・テレビ部は1995年8月11日に下記の通知を公布した。

賓館、飯店（国営、民営及び合併、独資を含む）の有線テレビラジオ放送システム（閉回路テレビジョン）は必ず専用チャンネルを使用して中央テレビ放送局、省級テレビ放送局と現地テレビ放送局第1セットテレビ番組を完全に中継しなければならない。中継するとき自主番組と広告を挟んで放送してはならない。

星級以下の招待所（会館）、賓館、飯店は、共同アンテナシステムを設置し各級テレビ放送局、ラジオ放送局の番組しか中継できない。中央、省と現地テレビ放送局、ラジオ放送局の第1セット番組を優先中継すべきである。自主番組又は閉回路システムのなかで録画、広告を放送してはならない。

専用チャンネルを使用し中央、省級と地方テレビ放送局第1セットテレビ番組を全部中継していない3つ星以上の賓館、飯店に対して、境外衛星テレビ番組受信施設の設置を許可してはならない。3つ星以上の賓館、飯店はすでに衛星テレビ番組受信施設の設置を許可された場合、直ちに専用チャンネルを開設して中央、省級と地方テレビ放送局第1セット番組を中継しなければならない。従わない場合、衛星テレビ地上受信施設の使用を中止しなければならない。もし引き続いて使用すれば、関係部門はその「衛星テレビ放送地上受信施設許可証明書」を取消される。更に衛星ラジオ放送地上受信施設管理の規定に従って処罰する。

上述のテレビ放送局、ラジオ放送局番組の中継を拒み、又は中継中自主番組と広告を挟んで放送する賓館、飯店に対して、関係部門は警告しなければならない。何回警告しても従わず、情状重大な場合、当事者の責任を追及しなければならない。

第 5 節 衛星テレビ放送受信についての国務院令129号

1993年10月5日に国務院は国務院令129号で『衛星電視廣播地面接收設施管理規定』（本節において『管理規定』と略す。）を公布し、衛星地上受信施設の生産、輸入、販売、据付、使用に対して規定した。

一 衛星テレビ放送受信の管理部門

当該『管理規定』は下記のように規定している。

ラジオ・映画・テレビ部は、衛星テレビ放送地上受信施設の管理部門である。関係行政部門と協議のうえ、当該部は『「衛星電視廣播地面接收設施管理規定」実施細則』を制定した。省級ラジオテレビ行政機構は部門の衛星地上受信施設の許可と『衛星送信テレビ番組地上受信許可書』の発行に責任を負う。

電子工業行政管理部門は衛星地上受信施設の生産管理に責任を負う。当該業界は生産許可書制度を実施する。指定された企業を除いて如何なる部門であっても生産してはならない。

工商行政管理部門は衛星地上受信施設の販売に対して管理をし、販売許可書制度を実施する。指定された部門を除いて、如何なる部門、個人であっても販売してはならない。

1994年2月3日にラジオ映画テレビ部は部令11号で『「衛星電視廣播地面接收設施管理規定」実施細則』を公布した。2条は衛星地上受信施設の主管部門及びその責務分担について明確な規定をした。ラジオ映画テレビ部は衛星テレビ放送地上受信施設（以下は衛星地上受信施設と略称）の綜合管理部門であり、公安局部、国家安全部と共同で全国の衛星地上受信施設の管理に責任を負う。地方各級ラジオテレビ行政部門は現地の衛星地上受信施設の綜合管理部門であり、地方各級公安部門と国家安全部門とが共同で当該管轄地域の衛星地上受信施設の管理に責任を負う。

ラジオテレビ行政部門の職務は衛星地上受信施設に対して綜合管理を行ない、衛星地上受信施設の設置に対して許可書を発行し、衛星地上受信施設の生産、販売、使用の状況に対して審査を行う。公安部門の職務は管理部門の処分に対しての違反・拒否及び妨害などの違法行為を取り締まり、管理部門の衛星地上受信施設の技術検査に協力する。国家安全部門の職務は衛星地上受信施設の技術機能をチェックし、技術安全検査を行ない、必要に応じて必須の技術制

限措置を取る。

二 衛星受信施設を設置し、境内のテレビ番組受信できる部門

全国人民の中央テレビ放送局と省級テレビ放送局の番組の受信品質を向上させるため、関係規定は次のようにしている。「すべての部門は衛星送信の境内テレビ番組受信のため、衛星地上受信施設設置を申し込める」。主管部門に申し込めば、許可される。

三 衛星地上受信施設を設置して、境内の番組を受信できる部門

『「衛星電視広播地面接收施設管理規定」実施細則』は下記のように規定している。

境内テレビ番組受信のため、衛星テレビ地上受信施設を設置する必要のある部門は、現地ラジオテレビ行政部門（県級以上）に申し込み、地区・市級ラジオテレビ行政管理部門に許可を申請する。省、自治区、直轄市の直属部門は省、自治区、直轄市ラジオテレビ行政部門に直接申し込める。許可された部門は、許可書発行機構の証明を持って衛星地上受信機具を購入する。衛星地上受信機具を据え付けた後、許可機構はそれを検査し、合格のうえ利用できることにする。『衛星送信の境内テレビ番組受信許可書』を発行し、省、自治区、直轄市ラジオテレビ行政部門、国家安全部門に報告して記録にとどめる。この『許可書』の所定用紙についてはラジオ映画テレビ部が統一制定し、各省、自治区、直轄市は自分で印刷する。

境内教育テレビ番組の受信のため衛星地上受信施設を設置する各種類の学校と教育、教学部門は、上述プロセスに従って許可の手続をする。許可された場合、現地教育行政部門は責任をもって管理する。同時に、ラジオテレビ行政部門と公安、国家安全部門もこれに対して検査と管理をする。

四 境外テレビ番組受信のための衛星地上受信施設設置

『「衛星電視広播地面接收施設管理規定」実施細則』によれば、下記の部門と場所は境外テレビ番組受信のため衛星地上受信施設の設置を申し込める。

- (1) ランクが高く、規模が大きい教育、科学研究、報道、金融、経済貿易などに従事し、確実な需要のある部門
- (2) 3 星又は国家基準 2 級以上の涉外ホテル
- (3) 外国人、香港、マカオ、台湾人入居のオフィスビル又はマンション

五 境外テレビ番組受信のための衛星テレビ地上受信施設設置手続

『衛星電視廣播地面接收設施管理規定』実施細則』は下記のように規定している。

境外テレビ番組受信のため衛星地上受信施設設置必要のある部門は、現地のラジオテレビ行政部門（県級以上）に申し込み、地区・市級ラジオテレビ行政部門と国家安全部門の同意許可を経て所在省、自治区、直轄市のラジオテレビ行政部門はそれを許可する。許可された部門は、許可機構発行の証明書を持って衛星地上受信機具を購入する。衛星地上受信機具を据え付けた後、省、自治区、直轄市ラジオテレビ行政部門と国家安全部門はそれをチェックして合格の場合は利用できる。省、自治区、直轄市ラジオテレビ行政部門は『衛星送信の境外テレビ番組受信許可書』を発行し、ラジオ映画テレビ部、国家安全部に報告して記録にとどめる。ラジオ映画テレビ部は上記の『許可書』を印刷する。

六 衛星送信のテレビ番組を受信するため、衛星地上受信施設を設置する部門の条件

国務院が公布した129号令『実施細則』3条は次のように規定している。衛星送信テレビ番組受信のため地上受信施設設置を申し込む場合、下記の条件を有していなければならない。

- (1) 確定の受信方角、受信内容と受信番組の範囲
- (2) 国家基準に合致する受信設備
- (3) 合格の専従管理者
- (4) 健全な管理制度

七 その手続

確定の受信方角、受信内容と受信番組の範囲という規定に基づき、衛星テレビ地上受信施設設置を申込む部門は、申込書に下記の内容を記入すべきである。1、衛星テレビ放送地上受信施設を据え付けた後どういう方角にあるテレビ番組を受信するか。2、具体的にどの衛星送信の番組を受信するか。3、境外のどの国家・地区又は境内のどのテレビ局の番組を受信するか。4、どの衛星のどの番組（例えばすべての番組、政治、経済、金融、商業情報又はニュースなど）を受信するか。5、当該施設の利用者はどういう人であるか。

八 「国家基準に合致する受信設備」という規定に基づき、衛星地上受信設備購入を申し込む部門は申込書に購入準備又は購入済の受信施設が国家基準に合致するかどうかを記入すべきである。生産又は輸入の衛星地上受信施設が国家基準に合致するかどうかについては、國務院製品品質監督管理部門又はその授權部門の認可機構が法に基づき、認定合格の後発行した品質認定書又は認定マークを基準とする。

九 合格の専従管理者を有していると規定する目的は、衛星地上受信施設を据え付けた後、その正常回転を保障するところにある。

健全な管理制度を有している規定に基づき、衛星地上受信施設設置をしている部門は、当該施設正常稼働又は受信停止状態においての完全な管理制度を有していなければならない。たとえば技術故障、設備の修理、番組受信などである。

十 個人の衛星地上受信施設の設置、使用に関する規定

國務院『「管理規定」実施細則』6条は個人の衛星地上施設の据付と使用を禁止している。

現地のテレビ放送局、テレビ中継局、テレビ時差中継局、有線テレビ放送局（ステーション）のテレビ番組を受信できない地区では、境内テレビ番組を受信するため、個人が衛星テレビ放送地上受信施設の設置を申込み。

個人が衛星地上受信施設を設置する場合、所在部門の許可を得てその発行の証明を持参して、現地のラジオテレビ行政部門（県級以上）に申込む。地区・市級ラジオテレビ行政部門と国家安全部門の同意を得て、省、自治区、直轄市ラジオテレビ行政部門に許可を申請する。許可された個人は、許可機構発行の証明を持って衛星地上受信機具を購入する。衛星地上受信装置を据付けた後、省、自治区、直轄市ラジオテレビ行政部門と国家安全部門はそれを検査し、合格の場合、省、自治区、直轄市ラジオテレビ部門は『衛星送信境内番組受信許可書』を発行する。

個人が衛星受信アンテナを設置する場合は、公共場所の占拠、景観の破壊及び隣人生活の妨害をしてはならない。